

大津市水防計画

令和 7 年 3 月

大 津 市

目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の体系	1
第3節 水防の責任等	2
第2章 水防体制	3
第1節 水防事務の処理	3
第2節 水防活動本部の設置	3
第3節 水防の連絡系統	3
第3章 水防活動	7
第1節 水防関係者の参集	7
第2節 水防非常配備	7
第3節 消防団の活動	8
第4節 巡視及び監視	9
第5節 水防解除	9
第6節 地震後の対応	9
第7節 安全配慮	9
第4章 水防協力団体	10
第1節 水防協力団体の指定	10
第2節 水防協力団体の業務	10
第3節 消防機関との連携	10
第5章 観測、通報等	11
第1節 雨量の観測	11
第2節 水位等の通報	11
(1) 国が管理する河川	11
(2) 県が管理する河川	11
第3節 洪水予報	13
(1) 知事及び彦根地方気象台より発表される洪水予報	13
(2) 琵琶湖河川事務所及び彦根地方気象台より発表される洪水予報	14
第4節 水防警報	16
(1) 国土交通大臣が行う水防警報	16
(2) 知事が行う水防警報	17
第5節 水位情報の通知（水位周知河川）	19
(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知	19

(2) 知事が行う水位情報の通知	19
第6節 市民への伝達	21
第7節 決壊の通報	21
第8節 住民の避難誘導等	22
第6章 水防倉庫・資機材と費用負担	23
第1節 水防倉庫・資機材	23
第2節 費用負担と公用負担	23
第7章 住民の水防活動と関係機関への支援要請	24
第1節 住民の水防活動	24
第2節 警察官の出動要請	24
第3節 自衛隊の派遣要請	24
(1) 自衛隊派遣要請の要求	24
(2) 自衛隊との連絡調整	25
(3) 自衛隊の連絡先	25
第8章 水防訓練と水防活動報告	26
第1節 水防訓練	26
第2節 水防活動報告	26
第9章 危険情報の提供（洪水ハザードマップの作成）	27
(1) 浸水想定区域の指定・公表	27
(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保	27

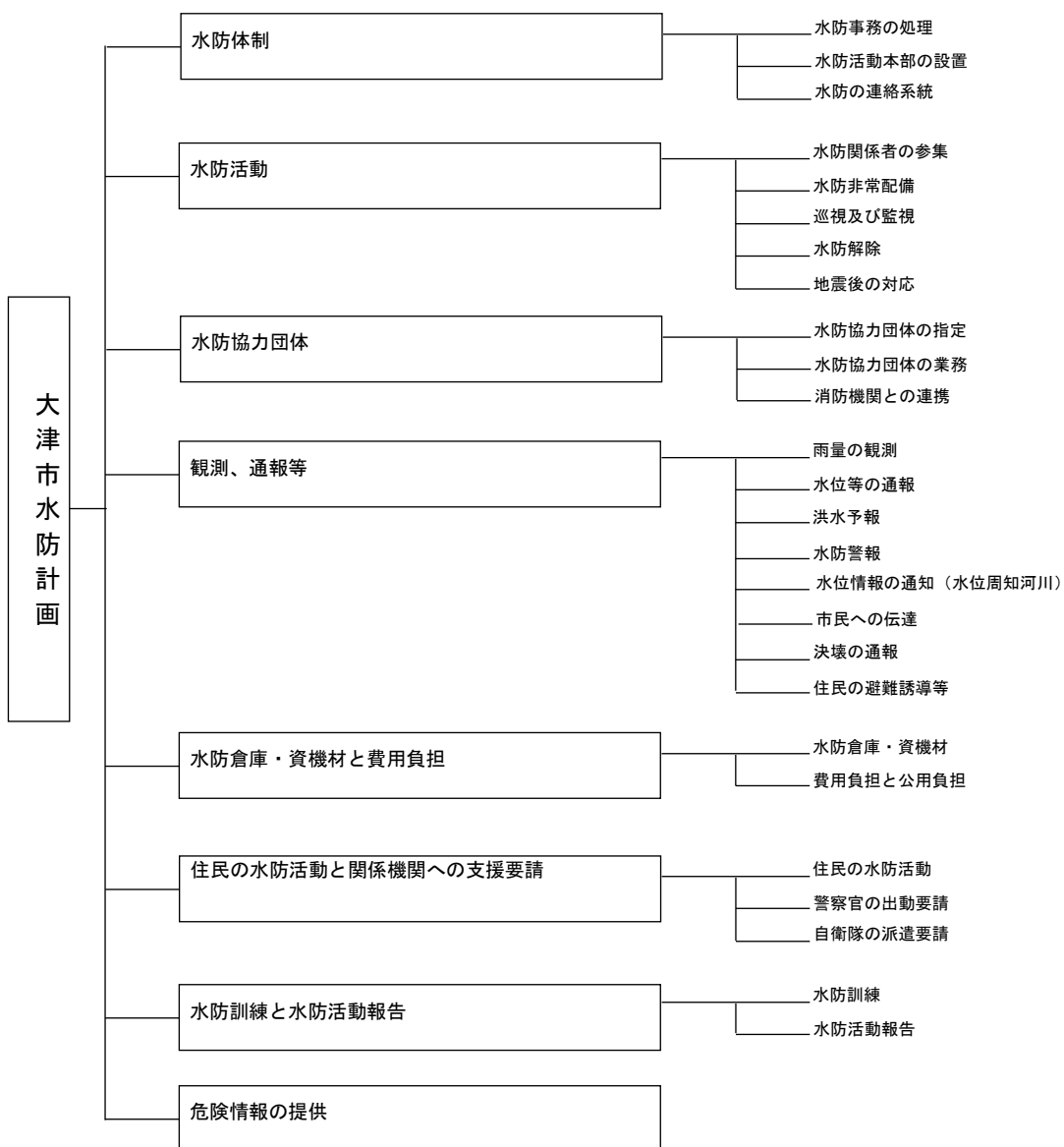
第1章 総則

第1節 計画の目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、滋賀県知事の指定水防管理団体たる大津市が、同法第33条第1項の規定に基づき、大津市の地域にかかる河川及び湖沼並びにため池等についての洪水等の水災に対処し、その被害の軽減に努めることを目的とする。

第2節 計画の体系

計画の体系は、以下のとおりとする。



第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理者の責任

水防管理団体は水管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- イ 水位の通報（法第12条第1項）
- ウ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- エ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- オ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- カ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- キ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ク 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ケ 警戒区域の設定（法第21条）
- コ 警察官の援助の要求（法第22条）
- サ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- シ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ス 公用負担（法第28条）
- セ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ソ 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- タ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- チ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ツ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- テ 消防事務との調整（法第50条）

(2) 居住者の責任

- ア 水防への従事（法第24条）
- イ 水防通信への協力（法第27条）

(3) 水防協力団体の責任

- ア 決壊の通報（法第25条）
- イ 決壊後の処置（法第26条）

第2章 水防体制

第1節 水防事務の処理

<消防局・消防団、総務部>

洪水等に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに起因する被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理する。事務については、適宜、滋賀県及び関係機関、河川管理者等と連携を図るものとする。

水防法第5条第1項に規定する水防事務は、消防職員及び消防団員（以下「消防機関」という。）がこれを行う。

消防機関は、水防事務を処理するに当たっては、十分市の関係部局職員と連携を図るものとする。

第2節 水防活動本部の設置

<消防局・消防団、総務部>

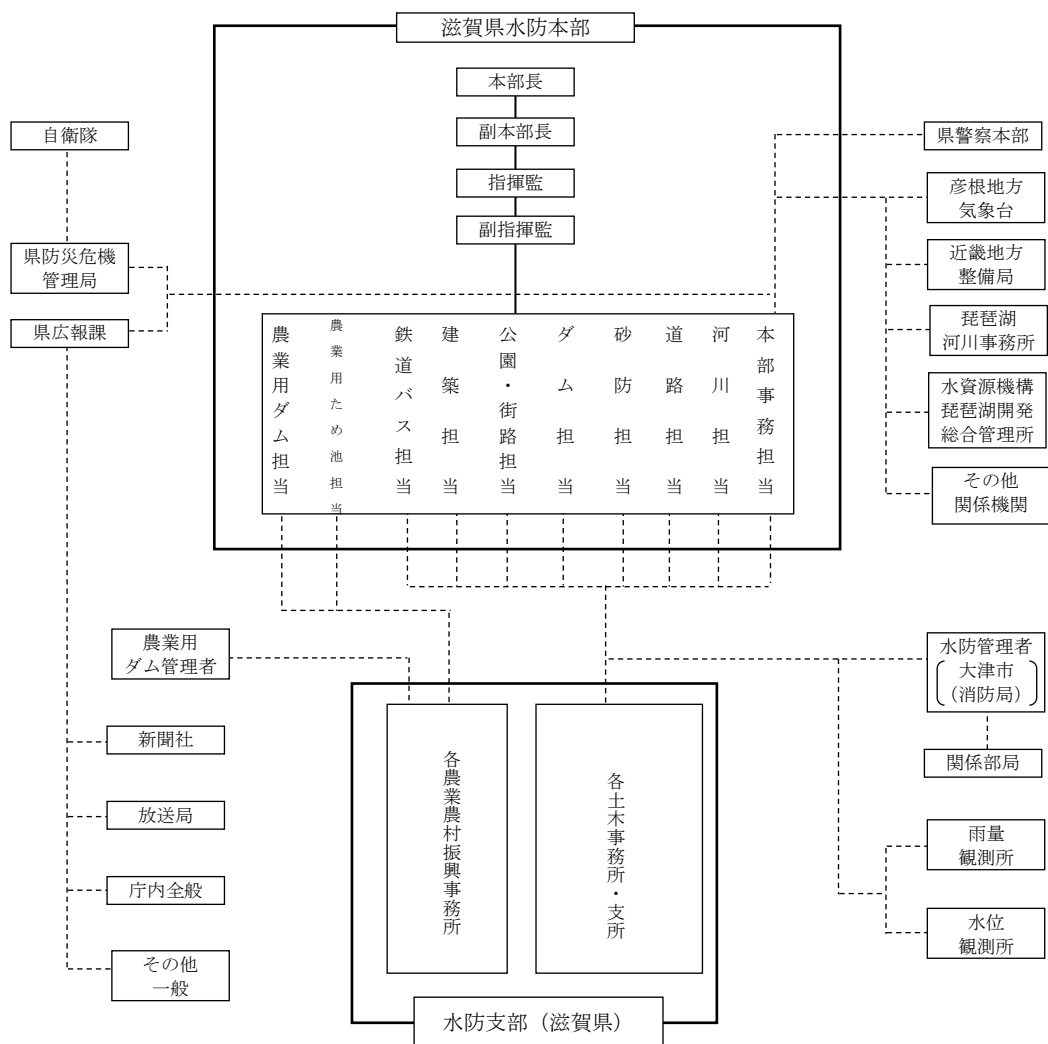
水防管理者は、重大な洪水被害等について大規模な水防活動が必要であると認めたときからその危険が除去するまでの間、必要があると認めるときは、水防活動を実施し、総合調整を行う本部体制として大津市地域防災計画風水害等対策編（以下「防災計画」という。）に基づく体制を取るものとする。（防災計画「第3章 第2節 第1 市の活動体制」参照）

第3節 水防の連絡系統

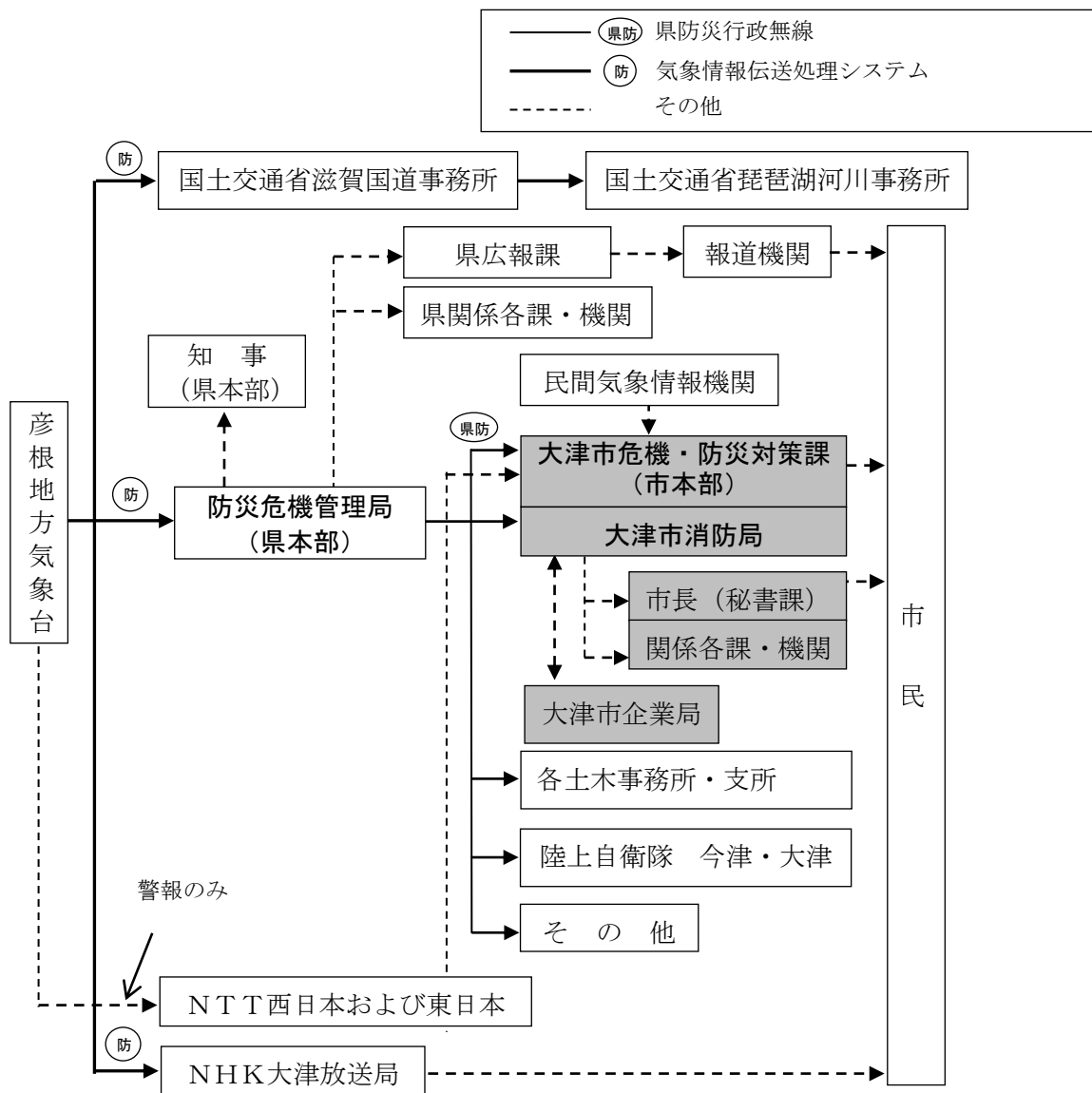
<消防・消防団、総務部、市民部、産業観光部、建設部、滋賀県、琵琶湖河川事務所、その他関係機関>

(1) 水防に関する連絡系統は次のとおりとする。

[水防連絡系統図]



[気象予警報の伝達経路]



県防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町当直者に伝達される。

(3) 予報・警報の広報活動については、防災計画「第 3 章 第 1 節 第 1 災害の警報等の伝達」によるものとする。

ア 勤務時間外等のため、政策調整部による市民への連絡活動が間に合わないと考えられる場合は、消防局が、消防団、警察署、自主防災組織等と連携し、自主的に市民への連絡活動を開始する。

イ 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法

(ア) 広報車等の拡声装置の利用

(イ) 水防計画によるサイレン等の使用

(ウ) 口頭、電話等による通知

第 3 章 水防活動

第 1 節 水防関係者の参集

<消防局・消防団、滋賀県>

水防関係職員等は、防災計画に定める予警報又は災害が発生した場合の活動体制に基づいて、直ちに所定の場所に参集し、指揮を受けるものとする。

[資料編 9 (2) 水防 ア 国土交通省管轄管理区間重要水防箇所]

[資料編 9 (2) 水防 イ 県管理区間（指定区間）重要水防区域]

[資料編 9 (2) 水防 オ 防災重点農業用ため池]

[資料編 9 (2) 水防 カ 構造物重要水防箇所]

[資料編 9 (2) 水防 キ 瀬田川洗堰操作規則]

第 2 節 水防非常配備

<消防局・消防団、滋賀県>

県計画に基づき、水防の非常配備に就く指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 緊急にその必要があるとして水防法第 30 条による知事からの指示があった場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては、警報事項の伝達を受けた場合
- (3) 水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合

水防の非常配備体制は下表のとおり、県水防本部の非常配備に準ずる。

[水防の非常配備体制]

第 1 配備体制 (概ね防災計画警戒 1 号又は 2 号体制※下表参照)	主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。
第 2 配備体制 (概ね同災害警戒本部体制※下表参照)	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。消防団との連絡調整を図り、緊急出動に備える。
第 3 配備体制 (概ね同災害対策本部体制※下表参照)	水防体制で活動する。

[防災計画の災害体制]

災害体制		配備体制要件
警戒 1 号体制		【注意報発令】：大雨・洪水 【警報発令】：大雪
警戒 2 号体制		【警報発令】：大雨・暴風・洪水・暴風雪
災害警戒本部体制		【土砂災害警戒情報】 【避難情報を発令したとき】
災害対策本部体制	第 1 配備体制	局地的な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
	第 2 配備体制	広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき
	第 3 配備体制	市全域で甚大な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるとき 【特別警報発令】：大雨・暴風・暴風雪・大雪

※防災計画「第 3 章 第 2 節 第 1 市の活動体制」参照

[水防配置の目安]

(1) 出動準備	・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。 ・水防警報（指定）河川にあっては、準備のための警報を受けたとき。 ・洪水予報が発せられたとき。
(2) 待機	・第一水防信号が発せられたときは、消防機関職員は所定の場所で待機し、指示を待つ。消防機関の長は、適時、水防上重要工作物のある箇所や水位監視のための派遣に努める。
(3) 出動	・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 ・水防警報（指定）河川にあっては、出動の警報を受けたとき。

[水防信号]

信号の種類	発するとき	措置事項
第一信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達した	消防機関の招集、待機、河川警戒
第二信号	洪水等のおそれがある	消防機関の出動
第三信号	堤防決壊及び準ずる事態	市民への協力要請、活動
第四信号	洪水等で住民避難を要する	市民が避難のために立退く誘導

信号の種類	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	○5秒止 ○ 5秒止 ○ 5秒止	○5秒－10秒止－○5秒－10秒止－○5秒
第二信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	○7秒－7秒止－○7秒－7秒止－○7秒
第三信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	○10秒－5秒止－○10秒－5秒止－○10秒
第四信号	乱 打	○30秒－3秒止－○30秒－3秒止－○30秒

※信号は、適当な時間継続する。

※警鐘信号とサイレン信号は併用可とする。

[資料編 12 ア 水防倉庫]

[資料編 12 イ 水防倉庫備蓄資材基準表]

第3節 消防団の活動

<消防団>

消防団は、洪水に際し、水災を警戒し及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するため、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、洪水による危険が除去するまでの間、この水防計画に基づいて担当区域内の水防活動を実施するものとする。

[資料編 13 オ 消防団の組織と担当ブロック]

第4節 巡視及び監視

<消防局・消防団、滋賀県、琵琶湖河川事務所、その他関係機関>

消防機関等は、平常時において本市の水防担当区域内の堤防等を随時、巡視し、危険箇所を発見した場合は、河川管理者等に報告する。

水防管理者が水防警戒等の通報を受けたときは、河川管理者等と連携を図るとともに消防機関に通知し、これを受けて消防機関は、消防車両及び必要な人員を出動させて、量水標、堤防、ため池等の監視、警戒に当たる。

第5節 水防解除

<政策調整部、消防局・消防団、総務部、市民部、産業観光部、建設部、滋賀県、琵琶湖河川事務所、その他関係機関>

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ気象状況等から水防の必要が無くなったとき、水防管理者は、水防を解除し、住民及び関係機関等に連絡する。

第6節 地震後の対応

<消防局・消防団、総務部、産業観光部、建設部、滋賀県、その他関係機関>

地震が発生した場合、その規模によっては、河川管理施設等において二次災害が発生するおそれがあるため、水防管理者は必要に応じて河川管理者等と連携を図り、共同して巡視、点検を実施する。

第7節 安全配慮

<消防局・消防団>

水防従事者は、自身の安全確保に留意してライフジャケットの着用や通信機器の携行を行い水防活動を実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も自身の安全を確保しなければならない。

第4章 水防協力団体

<水防協力団体、消防局・消防団>

第1節 水防協力団体の指定

水防管理者は、水防法第36条第1項の規定に基づき、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体で、第2節に示す事項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、第2節に示す事項について水防協力団体に協力を求めるものとする。

第2節 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次の業務を行う。

- (1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) (1)～(5)の業務に附帯する業務を行うこと。

第3節 消防機関との連携

水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携の下に、消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力する。

第5章 観測、通報等

第1節 雨量の観測

＜消防局、滋賀県、その他関係機関＞

水防管理者は、気象情報に留意し、雨量観測を行うとともに滋賀県等からの雨量情報等の把握に努める。

第2節 水位等の通報

＜琵琶湖河川事務所、滋賀県、総務部、消防局、その他関係機関＞

各量水標管理者は、次の手順で水防管理者に通報するものとする。

(1) 国が管理する河川

量水標管理者は、自らの判断で増水（出水）のおそれのあることを知った場合、水位の変動を監視して水防団待機水位（通報水位）に達したときから直ちに定められた通報時期に県水防本部へ通報し、県水防本部はその情報を所轄土木事務所長及び水防管理者に通報する。

(2) 県が管理する河川

量水標管理者は、自らの判断で増水（出水）のおそれのあることを知った場合、水位の変動を監視して水防団待機水位（通報水位）に達したときから直ちに定められた通報時期に所轄土木事務所長及び水防管理者に通報する。また、県水防本部は必要に応じて彦根地方気象台に通報する。

[資料編 5 ウ 水位観測所]

[資料編 9 (2) ク 水防団待機水位・氾濫注意水位・量水標]

[通報時期]

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 避難判断水位に達したとき。
- (4) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。
- (5) ピーク時の状況報告（最高水位）
- (6) 氾濫注意水位（警戒水位）まで下がったとき。
- (7) 水防団待機水位（通報水位）まで下がったとき。

※水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）の基準

(1) 水防団待機水位（通報水位）

次のうち、最も適切な水位で決定する水位。

- ア 計画高水流量の約2割の流量に相当する水位。
- イ 1年に5～10日発生する程度の水位。
- ウ 有堤部ではほぼ高水敷に洪水がのる水位。

この基準には、それぞれ3項目の決定方法があるが、これらの条件をすべて同時に満足する必要はなく、その河川の事情を十分に勘案し、最も適切な水位を決めればよい。

(2) 氾濫注意水位（警戒水位）

ア その水位に対する流量が計画高水流量のほぼ半分になる水位。

イ 平均低水位から氾濫危険水位（特別警戒水位）までの間の下から6割の水位。

ウ 約3年に1回起こる程度の水位

ここに平均低水位とは、年間の毎日の水位の平均、すなわち平均水位より低いすべての水位の平均を意味するが、場合によっては年間の最多水位以下の水位の平均、又は平水位（年間185日はこれを下まわらない水位、すなわち185日水位）以下の水位の平均を平均低水位と呼ぶことがある。

エ 「洪水予報対象河川」で氾濫注意情報（洪水注意報）の発表に用いられる水位。

(3) 避難判断水位

ア 氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

イ 河川ごとの洪水時の水位上昇速度と、情報の伝達や避難等に要する時間を氾濫危険水位（特別警戒水位）から考慮した水位。

ウ 住民の避難に資する情報を提供するという観点から定められる水位。

エ 「洪水予報対象河川」で氾濫警戒情報（洪水警報）の発表に用いられる水位。

(4) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

ア 主要な水位観測所に設置される「氾濫の恐れが生じる水位」で、洪水により破堤等の災害が起こる（無堤部では相当な浸水被害が発生する）恐れがある水位。

イ 「洪水予報対象河川」で氾濫危険情報（洪水警報）の発表に用いられる水位。

第3節 洪水予報

<琵琶湖河川事務所、滋賀県、総務部、消防局、その他関係機関>

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣と気象庁長官もしくは水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき知事と気象庁長官は、次の河川について洪水予報を行い、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(1) 知事及び彦根地方気象台より発表される洪水予報

琵琶湖洪水予報（琵琶湖洪水予報実施要領による）

ア 琵琶湖湖岸に関しては水防法第11条及び気象業務法第14条の2第3項により知事及び彦根地方気象台が共同して琵琶湖洪水予報を行う。

イ 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類は、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報の4種類で、琵琶湖の5点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象基準として発表を行う。

○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）を超える洪水となることが予想されるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。

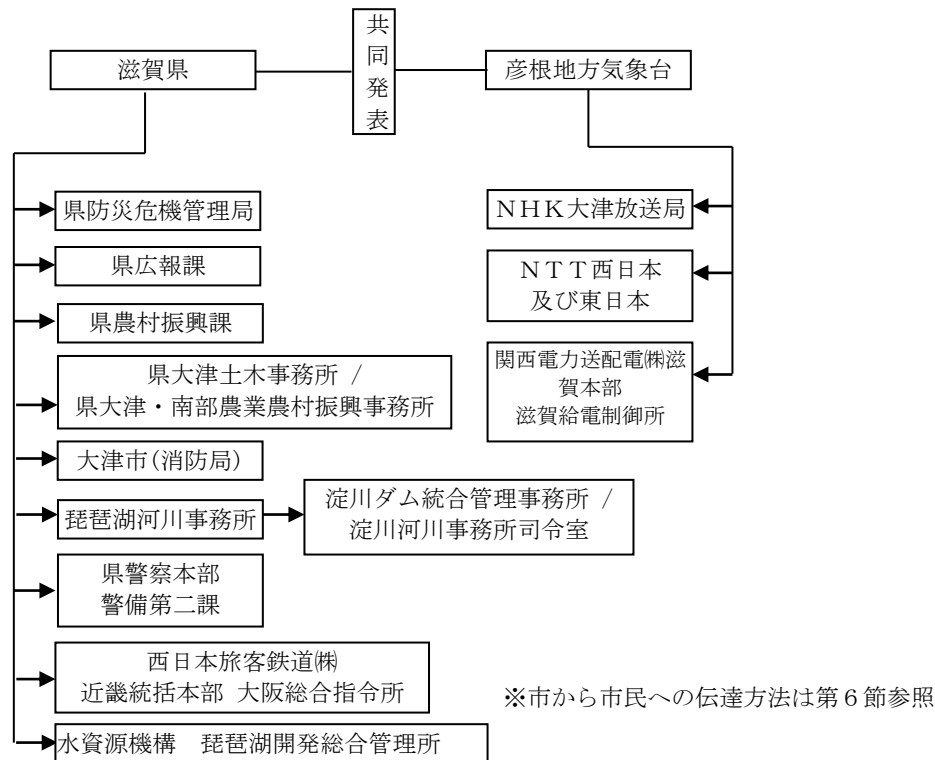
○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。

○氾濫発生情報は、琵琶湖で氾濫が発生したときに発表する。

ウ 洪水予報の基準は以下のとおりとする。

河 川	観測所名	水防団 待機水位 (通報水位) (m)	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水 位) (m)	氾濫危険 水位 (計画高水位) (m)
琵琶湖	琵琶湖平均 (片山、彦根、三保ヶ 崎、堅田、大溝)	0.55	0.70	0.80	1.15	—

エ 洪水予報の通知は次のとおりとする。



(2) 琵琶湖河川事務所及び彦根地方気象台より発表される洪水予報

瀬田川洪水予報

ア 瀬田川の(左岸:大津市玉野浦字高砂 2179 番 2 地先から大津市関津二丁目 341 番 3 地先までと右岸:大津市晴嵐一丁目字南 1040 番 1 地先から大津市石山南郷町 1220 番 1 地先まで)の区間に関しては水防法第10条2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき琵琶湖河川事務所及び彦根気象台が共同して瀬田川洪水予報を行う。

イ 洪水予報の発令基準は下記のとおり。

○氾濫注意情報（洪水注意報）

関ノ津基準地点及び鳥居川基準地点のいずれかの水位が氾濫注意水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。

○氾濫警戒情報（洪水警報）

関ノ津基準地点及び鳥居川基準地点のいずれかの水位が氾濫危険水位に到達すると予想されたとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されたときに発表する。

○氾濫危険情報（洪水警報）

急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、又は、関ノ津基準地点及び鳥居川基準地点の水位が氾濫危険水位に到達した時点で発表する。

○氾濫発生情報（洪水警報）

氾濫発生で発表する。

- 「氾濫注意情報（警戒情報解除）」（洪水注意報）

「氾濫危険情報」または「氾濫警戒情報」を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）に発表する。

- 「氾濫注意情報解除」 (洪水注意報解除)

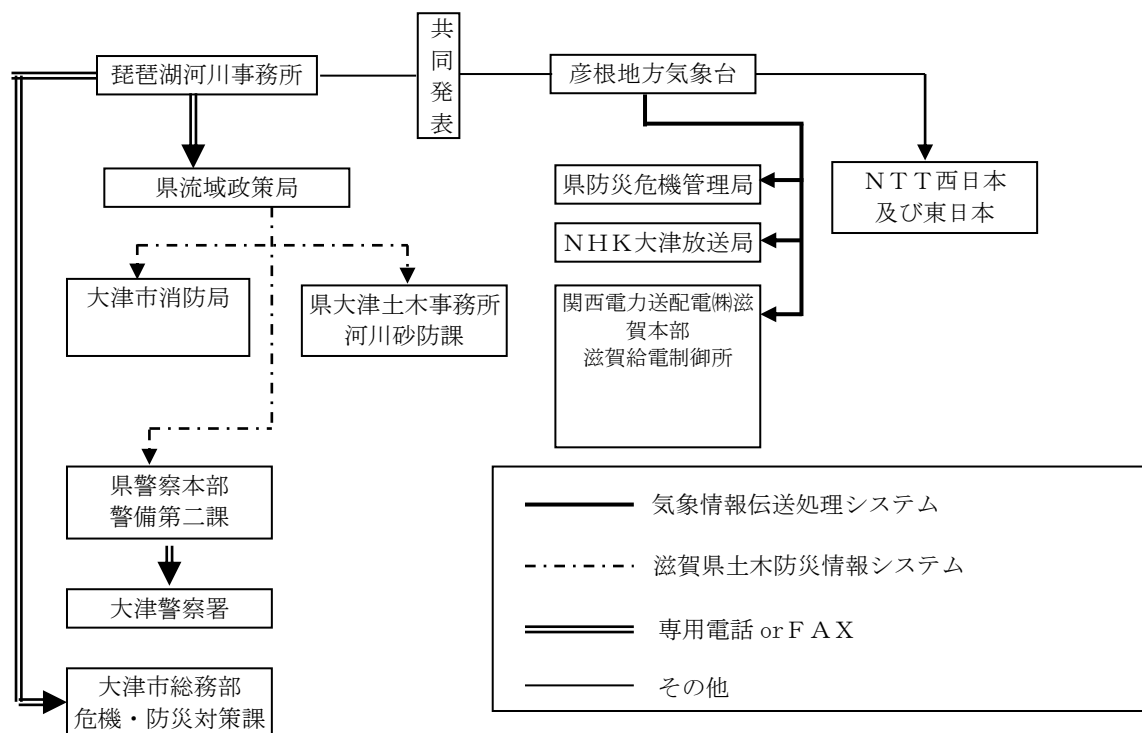
「氾濫危険情報」、「氾濫警戒情報」又は「氾濫注意情報」を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったときに発表する。

ウ 洪水予報の基準は以下のとおりとする。

国土交通省水位観測所(基準地点)

河 川	観測所名		所在地	水防団 待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)
瀬田川	鳥居川	といがわ	滋賀県大津市唐橋町	0.70	0.80	1.30	1.40	1.40
	関ノ津	せきのつ	滋賀県大津市関津	1.00	2.00	2.60	2.80	3.03

エ 洪水予報の通知は次のとおりとする。



※市から市民への伝達方法は第6節参照

第4節 水防警報

<琵琶湖河川事務所、滋賀県、その他関係機関>

水防法第16条第1項の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について、洪水により相当の被害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行う。なお、国土交通大臣が水防警報を行う河川は本市では瀬田川で、発令に際しては区間指定で行う。

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

〔水防警報河川（瀬田川）〕

河川名	淀川水系 瀬田川
区域	左岸 大津市玉野浦字高砂2179番2地先から 大津市関津二丁目341番3地先まで 右岸 大津市晴嵐一丁目字南1040番1地先から 大津市石山南郷町1220番1地先まで
対象量水標	番 号 2354 量水標名 関ノ津 水防団待機水位 1.00 氾濫注意水位 2.00 氾濫危険水位 2.80
警報発動者	琵琶湖河川事務所長
通知担当者	滋賀県土木交通部流域政策局長
関係水防管理団体	大津市
その他の関係機関	滋賀県警察本部、滋賀県防災危機管理局、彦根地方气象台、自衛隊

〔水防警報の発令基準〕

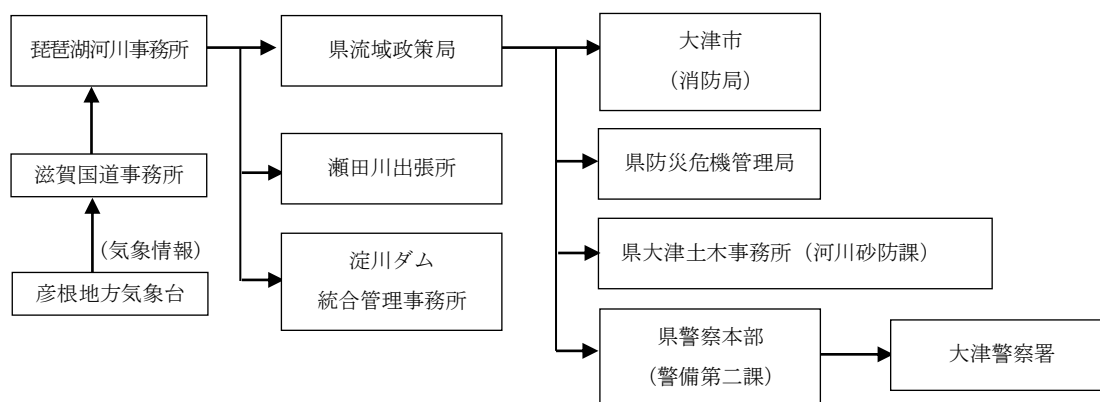
第1段階	待 機	水位等の状況に応じ、水防団員が直ちに出勤できるよう体制を整えるもので、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準 備	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出勤等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階	出 動	水防団員の出勤の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。
第4段階	解 除	水防活動終了の通知を行う。
適 宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量により、水位の上昇、滞水時間最高水位及び時刻等水防活動上重要な情報を通知する。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。なお、観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

[水防警報の発令時期]

	関ノ津
第1段階 待機	氾濫注意水位に達すると見込まれる2時間前 (警戒水位)
第2段階 準備	氾濫注意水位に達すると見込まれる2時間前 (警戒水位)
第3段階 出動	氾濫注意水位に達すると見込まれる1時間前 (警戒水位)
第4段階 解除	水防活動の終わるとき
水 位	適 宜

[情報連絡系統図]



[資料編 7 ソ 水防警報発動様式（国土交通大臣）]

(2) 知事が行う水防警報

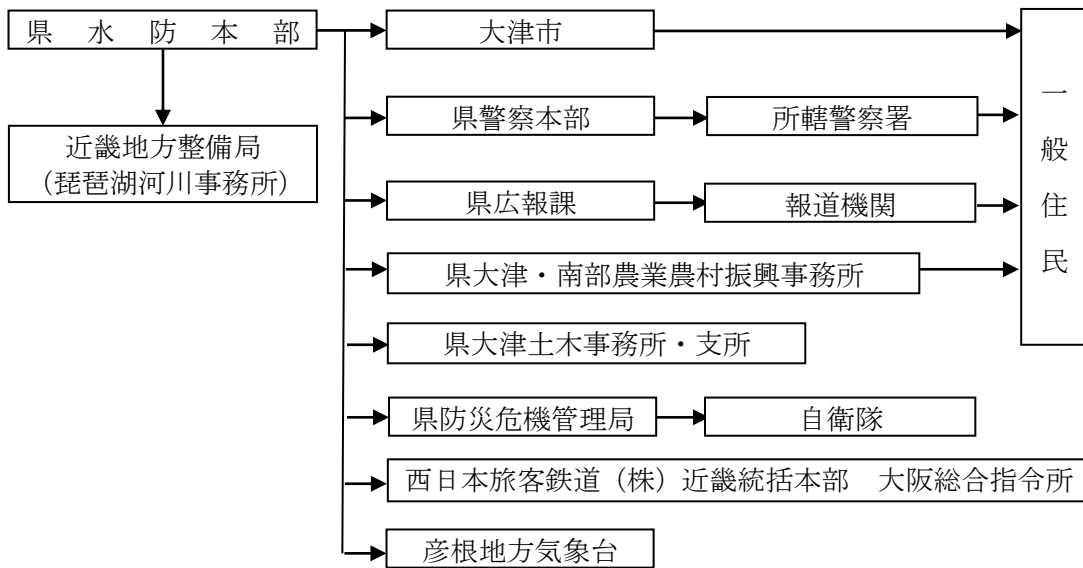
現在、市域に該当する河川はない。

[水防警報の発令基準]

準 備	気象状況及び上流雨量により増水のおそれがあると認めたとき、又は対象量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。
出 動	対象量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、又は上流の雨量及び水位により危険の予想されるときに発表する。
解 除	水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったとき発表する。

[資料編 7 タ 水防警報連絡様式（滋賀県）]

[情報連絡系統図]



第5節 水位情報の通知（水位周知河川）

<琵琶湖河川事務所、滋賀県、総務部、消防局、その他関係機関>

水防法第13条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(1) 国土交通大臣が行う水位情報の通知

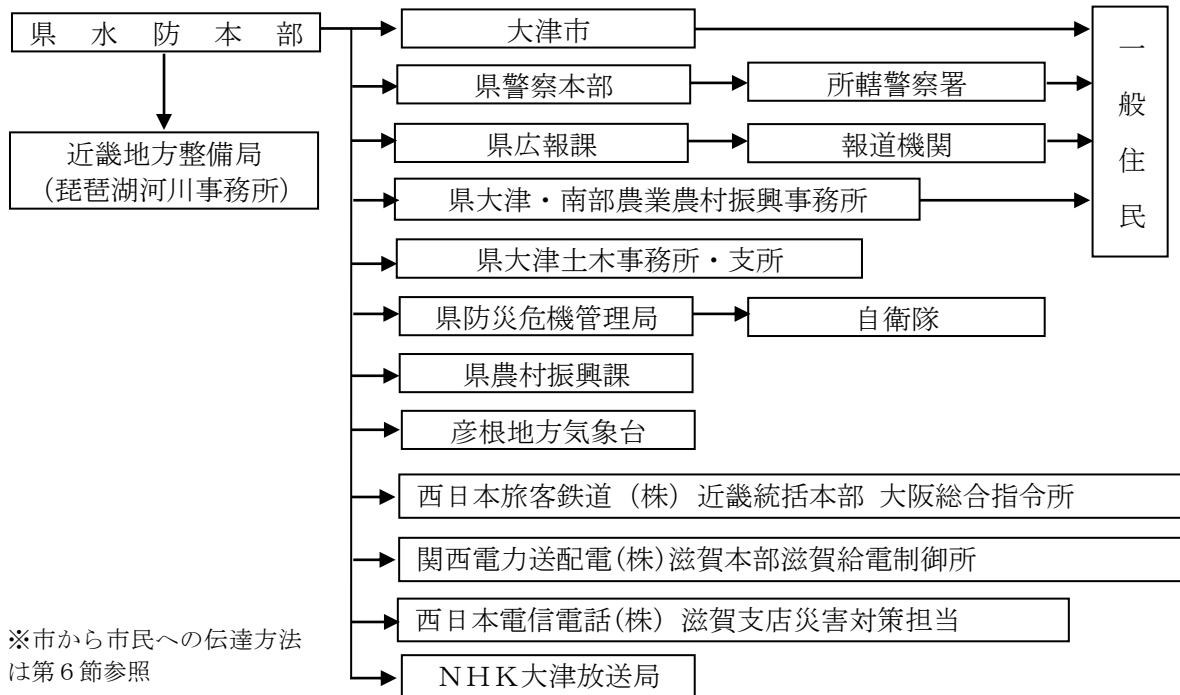
現在、市域に該当する河川はない。

(2) 知事が行う水位情報の通知

[水位周知河川（大戸川）]

河川名	大戸川	
区 域	左岸：大津市牧二丁目から 瀬田川まで 右岸：大津市牧二丁目から 瀬田川まで	左岸：甲賀市信楽町神山から 甲賀市信楽町黄瀬まで 右岸：甲賀市信楽町神山から 甲賀市信楽町黄瀬まで
対象量水標	代表する区間 下流 番 号 2056 量水標名 綾井橋 水防団待機水位 1.00 (通報水位) 氾濫注意水位 1.40 (警戒水位) 避難判断水位 1.70 氾濫危険水位（危険水位） 2.00	代表する区間 上流 番 号 4052 量水標名 大戸川旭橋 水防団待機水位 1.80 (通報水位) 氾濫注意水位 2.30 (警戒水位) 避難判断水位 3.30
発表者	県水防本部長	
通知担当者	大津土木事務所長	甲賀土木事務所長
関係水防管理団体	大津市	甲賀市
その他の関係機関	県警察本部、琵琶湖河川事務所	

[情報連絡系統図]



[資料編 7 ツ 水位情報の通知様式（滋賀県）]

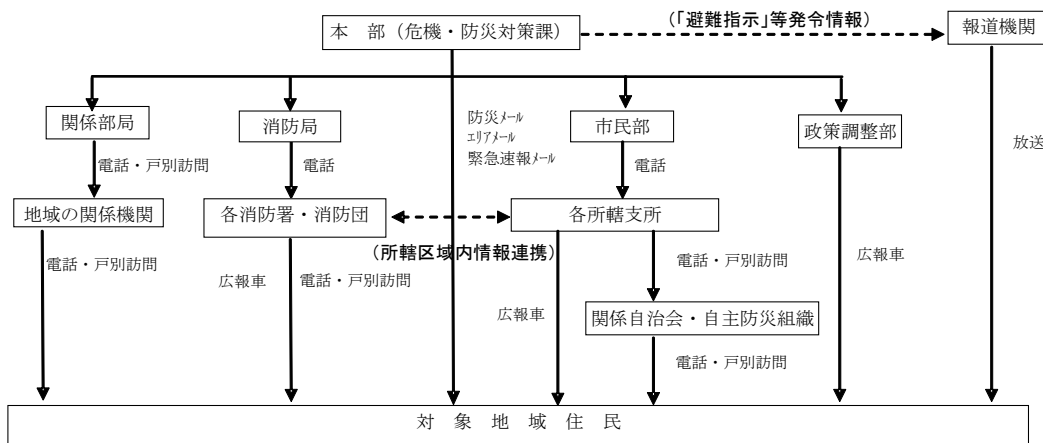
第6節 市民への伝達

<総務部、市民部、福祉部、健康保険部、教育委員会、消防局、全部局>

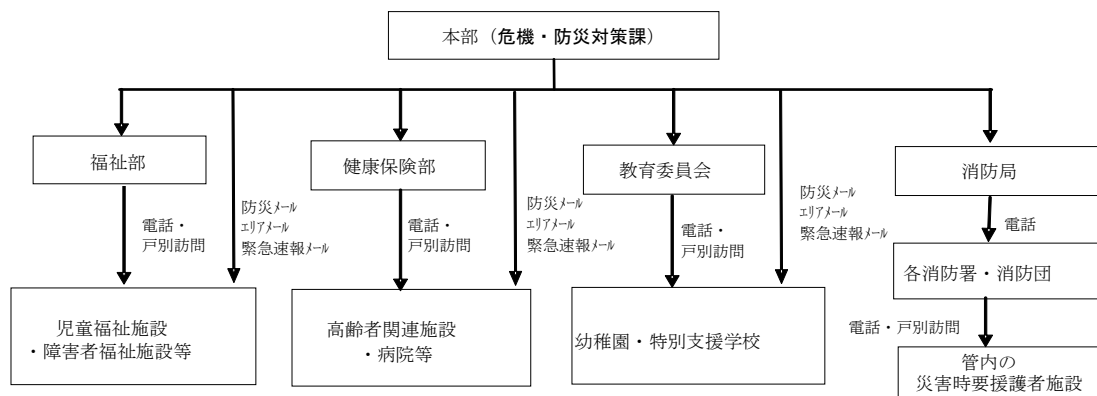
洪水予報（瀬田川、琵琶湖）、水位情報（大戸川）等を市民へ周知する場合の伝達方法を示す。

[浸水想定区域等への情報伝達方法]

（対象区域住民全般への伝達）



（災害時要援護関連施設への伝達）



[資料編：別冊 琵琶湖浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧]

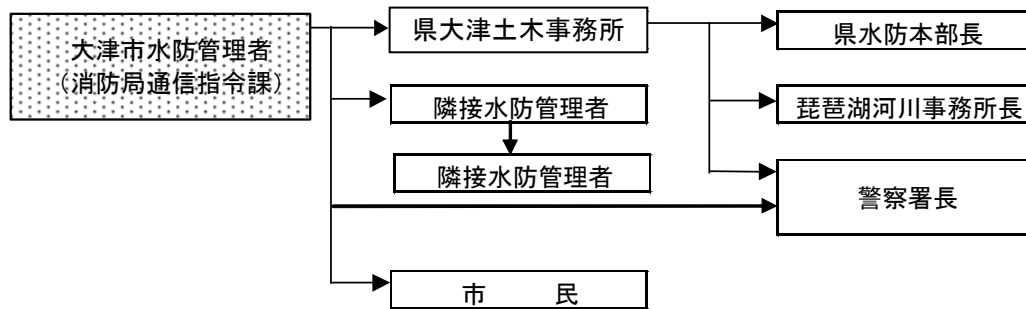
[資料編：別冊 大戸川浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧]

第7節 決壊の通報

<消防局、総務部、産業観光部、建設部、滋賀県、警察>

- (1) 水防法第25条に基づき、堤防等が決壊した場合は、水防管理者は直ちにその旨を大津土木事務所長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報する。
- (2) この通報を受けた大津土木事務所長は、県水防本部及び警察署長に通報する。なお、直轄管理区間（瀬田川）に関するものは琵琶湖河川事務所長へも県知事が連絡する。
- (3) (1)の通報を受けた隣接水防管理者は更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨通知するものとする。

[堤防等が決壊した際の連絡通報]



第8節 住民の避難誘導等

<総務部、市民部、福祉部、健康保険部、教育委員会、消防局、警察>

- (1) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防法第29条に基づき、水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対し、ラジオ、信号、或いは広報網その他の方法により避難のための立ち退き（避難指示）又はその準備を指示する。
- (2) 水防管理者が指示する場合は、警察署長にその旨通知しなければならない。
- (3) 水防管理者はあらかじめ避難計画を作成し、避難先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 避難を要する人口、所帯
 - イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路（図示併記のこと）
 - ウ 避難のための指導員編成表
- (4) その他、防災計画「第3章 第1節 第2 市民の避難誘導」、「第3章 第7節 第1 避難誘導、第4 災害時要配慮者への配慮」に準ずるものとする。
 - ア 災害対策基本法第60条による避難のための立ち退きの指示（避難指示）等
 - イ 避難誘導要領による避難誘導
 - ウ 避難行動要支援者の避難対策
 - エ その他

第 6 章 水防倉庫・資機材と費用負担

第 1 節 水防倉庫・資機材

<消防局・消防団>

- (1) 迅速・的確な水防活動の実施に備え、基準を定めて水防倉庫を設置し、資機材の備蓄に努める。
- (2) 資機材中、腐食のおそれのあるものは、常に点検し新しいものを備蓄する。
- (3) 資機材確保のため、水防区域近住の資材業者等の手持資機材量を調査し、緊急時の補給に備える。
- (4) 資機材を使用又は滅損したときは、直ちに補充しておく。
- (5) 水防管理団体は、災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機を設備するように努めるものとする。

第 2 節 費用負担と公用負担

<消防局・消防団>

水防管理団体の当該区域の水防に要する費用は、水防法第 4 1 条の規定により、自らが負担する。

また、水防管理者及び消防機関の長は、水防法第 2 8 条第 1 項の規定により、緊急の必要があるときは、水防現場において以下の権限を行使することができ、その結果により損失を受けた者に対して時価でその損失を補償する。

[公用負担権限行為事項]

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他資材の使用又は収用
- (3) 車両、その他の運搬具、器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は(1)～(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

第7章 住民の水防活動と関係機関への支援要請

<消防局・消防団>

第1節 住民の水防活動

水防管理者は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織、事業者等と連携を図り、水防法第24条の規定により、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第2節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、水防法第22条の規定により、当該区域を管轄する警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする。

第3節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、自衛隊の派遣が必要な場合、大津土木事務所長と協議のうえ、県知事（防災危機管理局）に対して派遣要請を要求する。なお、自衛隊の派遣要請については、防災計画「第3章第2節第4（1）緊急時の自衛隊派遣」における方針を準用する。

（1）自衛隊派遣要請の要求

水防管理者が、知事（防災危機管理局）に対して自衛隊の派遣要請を要求しようとするときは文書又は電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等で防災危機管理局に要求した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、急迫した事態で、かつ、通信途絶等により知事への自衛隊の派遣要請が速やかに要求できない場合は、その旨及び災害の状況を、防衛大臣又は最寄りの部隊長に直接通報することができる。

知事に対して、自衛隊派遣要請を要求する場合の手続きは、次のとおりである。

※最寄りの部隊長とは、陸上自衛隊第3偵察戦闘大隊長を指す。

ア 要求先

滋賀県防災危機管理局

イ 文書提出部数

3部

ウ 記載事項

（ア）災害の状況及び派遣を要する理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）受け入れ場所等

（オ）その他参考となるべき事項

※（ア）～（ウ）は必須事項

(2) 自衛隊との連絡調整

水防管理者は、知事に対する自衛隊の派遣要請を要求するまでに大津土木事務所長と協議の上、自衛隊との連絡責任者並びに現場技術責任者を定めるものとする。また、自衛隊の派遣が決定した場合には、派遣される自衛隊との連絡を確実にとるとともに、災害現場に派遣された自衛隊の責任者又は連絡者を確認するものとする。

(3) 自衛隊の連絡先

陸上自衛隊今津駐屯地司令である第 3 偵察戦闘大隊を優先として、次により要請する。

優先順	自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話等
1	今津駐屯地司令である第 3 偵察戦闘大隊長 (窓口：第 3 係)	滋賀県高島市 今津町平郷	NTT：0740-22-2581 (内線：235・236) 防災無線：171-0
2	大津駐屯地司令である中部方面混成団長 (窓口：訓練科)	滋賀県大津市 際川 1-1-1	NTT：077-523-0034 (内線：230・232) 防災無線：174-0

第 8 章 水防訓練と水防活動報告

<消防局・消防団>

第 1 節 水防訓練

指定水防管理団体（大津市）は、水防法第 3 2 条の 2 の規定により水防訓練を実施し、水防作業を習得する。（※防災計画「第 2 章 第 2 節 第 16 防災訓練の実施」参照。）

第 2 節 水防活動報告

水防管理者は次の場合に大津土木事務所長に概要を報告するとともに水防活動を実施した場合は、業務終了後に滋賀県知事が滋賀県水防計画において定める様式「水防活動実施報告書」を大津土木事務所長あて提出する。

- (1) 消防機関を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者に応援を要求したとき。
- (3) 堤防が決壊（破堤）、氾濫したとき。
- (4) その他必要と認める事態が生じたとき。

[資料編 7 チ 水防活動実施報告書（市→県）]

第9章 危険情報の提供（洪水ハザードマップの作成）

(1) 浸水想定区域の指定・公表

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る浸水想定区域図は次のとおり。

ア 琵琶湖浸水想定区域図

平成31年3月公表：滋賀県 土木交通部 流域政策局

琵琶湖ピーク水位B. S. L+2. 6m（琵琶湖流域の120時間総雨量555mm）で想定される浸水区域を示したもの。

イ 大戸川浸水想定区域図

平成31年3月公表：滋賀県 土木交通部 流域政策局

想定最大規模の降雨（大戸川流域の9時間総雨量が433mm）により、大戸川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの。

ウ 瀬田川上流洪水浸水想定区域図

平成31年3月公表：国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所

想定最大規模の降雨（琵琶湖流域の120時間総雨量が555mm）により、瀬田川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの。

エ 瀬田川下流洪水浸水想定区域図

平成29年3月21日公表：国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所

想定最大規模の降雨（大戸川流域の9時間総雨量が433mm）により、瀬田川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの。

オ 草津川洪水浸水想定区域図

令和元年10月1日公表：滋賀県 土木交通部 流域政策局

想定最大規模の降雨（草津川流域の12時間総雨量が768mm）により、草津川が氾濫した場合に想定される浸水区域を示したもの。

<その他浸水想定区域>

ア 浸水警戒区域

県は、200年に1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれが認められる恐れが認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定する。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市は地域防災計画において、当該浸水想定

区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報又は避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達方法

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（ア） 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設をいう。）

でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（イ） 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（ウ） 大規模な工場その他の施設（（ア）又は（イ）に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

大 津 市 水 防 計 画

作	成	昭和 40 年 10 月
修	正	平成 10 年 3 月
修	正	平成 13 年 2 月
修	正	平成 18 年 3 月
修	正	平成 19 年 2 月
修	正	平成 19 年 7 月
修	正	平成 21 年 3 月
修	正	平成 22 年 4 月
修	正	平成 24 年 2 月
修	正	平成 25 年 7 月
修	正	平成 28 年 2 月
修	正	平成 29 年 2 月
修	正	平成 30 年 3 月
修	正	令和 2 年 7 月
修	正	令和 3 年 3 月
修	正	令和 4 年 3 月
修	正	令和 5 年 3 月
修	正	令和 6 年 3 月
修	正	令和 7 年 3 月

編集：大津市防災会議

大津市

庶務：大津市総務部危機・防災対策課

大津市御陵町 3 番 1 号

TEL 077-528-2616 (ダイヤル)

E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp
